最終更新日：2019年6月28日

株式会社 奥村組
代表取締役社長 奥村　太加典
問合せ先：代表取締役常務執行役員　管理本部長　田中　敦史　TEL：(06)6621-1101
証券コード：1833
http://www.okumuragumi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「社会から必要とされ続ける企業」であることを目指し、経営の公正性・透明性の確保と企業価値の向上のために、企業行動規範に則り、アカウンタビリティーを最重視した取締役会の意思決定、監査等委員会のモニタリングを通じてコーポレート・ガバナンスの充実を図ることとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-10-1　独立した諮問委員会の設置による取締役等の指名・報酬などの重要事項に関する独立社外取締役の関与・助言】
当社では、指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の機能を併せ持つ経営委員会を設置しており、委員には独立社外取締役を加えております。委員の構成としては独立社外取締役が過半数に達しておりませんが、中立な立場から適時提言ないしは意見の表明を得ております。また、株主総会に上程する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名・報酬などの重要事項については、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で決議することとしており、独立社外取締役による関与について、実効性は確保されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　政策保有株式】
・政策保有に関する方針
当社は、取引関係の維持・強化を目的とし、中長期的な企業価値向上に資する場合に限り、株式を保有します。
毎年、取締役会で個別の株式毎に、保有にともなう便益やリスクが資本コストに見合っているか等の定量評価および中長期的な企業価値向上に資するか否か等の定性評価の両面で精査した結果、保有の意義が乏しいと判断する株式については、株式保有先との対話・交渉を実施しながら、縮減する等見直しを行います。
・政策保有株式に係る議決権行使の基準
議決権行使については、株式保有先および当社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に資するか否かを判断基準とし、議案毎に適切に行使しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社では、取締役の利益相反取引・競業取引については、監査等委員会の事前承認、取締役会の承認を要し、承認を得た取引を行った取締役は、遅滞なく、その取引についての重要な事実を取締役会に報告する旨、取締役会規程等に定めており、取締役全員にその内容を周知徹底させております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付企業年金法に基づくキャッシュバランスプランを採用し、積立金の運用をスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している運用機関へ委託しております。
アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用機関の運用状況等について定期的にモニタリングを行い、経理部門や人事部門の部門長など適切な資質を持った人材で構成する資産運用委員会にて運用機関の評価や年金資産運用に関する基本方針兼運用指針の見直しを審議する等の取り組みを行っております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(i)経営理念等や経営戦略、経営計画
経営理念や企業行動規範および「2030年に向けたビジョン」ならびに「中期経営計画（2019～2021年度）」を当社ホームページに掲載しております。
・経営理念
　http://www.okumuragumi.co.jp/corporate/philosophy/
・企業行動規範
　http://www.okumuragumi.co.jp/corporate/activity/
・2030年に向けたビジョン・中期経営計画（2019～2021年度）
　http://www.okumuragumi.co.jp/ir/etc-info/data/20190426_cyukei.pdf

(ii)コーポレート・ガバナンスの基本方針等
本報告書「I-1.基本的な考え方」に記載しております。

(iii)取締役の報酬決定の方針と手続き
・方針
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、定額報酬と変動報酬（賞与）で構成しており、株主総会において承認された総額の上限の範囲内で支給しております。定額報酬については提供する労務の対価および職責に応じて支給額を定め、変動報酬（賞与）については支給基準を設定し、各事業年度における業績目標の達成度と連動させて支給額を決定しております。また、中長期的な業績を反映させ経営者意識の高揚に資する観点から、定額報酬に自社株式の取得を目的とした支給項目を設け、役員持株会に毎月拠出することにより、自社株式を購入することとしております。
・手続き
取締役会の決議に基づき委任を受けた代表取締役の協議により、取締役の金銭報酬体系を定めており、定額報酬については同体系に則って決定し、変動報酬（賞与）については同体系に則って事業年度ごとに支給案を作成し、指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の機能を併せ持つ経営委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。なお、経営委員会には独立社外取締役を委員に含め、運営の透明性を高めております。

(iv)取締役候補選解任の方針と手続き
・方針
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を重視しつつ、個人の人格、識見、経歴ならびに業績評価結果などあらゆる角度から総合的に検討のうえ選考しております。
監査等委員である取締役候補については、監査等委員会として財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上確保することを考慮しつつ、個人の人格、識見、経歴などあらゆる角度から総合的に検討のうえ選考しております。
・手続き
取締役の選解任については、上記方針に記載の選考基準に基づいて、代表取締役の協議により候補者を立案し、指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の機能を併せ持つ経営委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

(v)取締役候補の個々の選解任・指名理由の説明
取締役の選解任・指名については、個々の選解任理由を株主総会参考書類(※1)に記載することとしております。
なお、社外取締役については、本報告書「II-1.【取締役関係】会社との関係(2)」にも個々の選任理由を記載しております。

【補充原則4-1-1　取締役会の決定事項と経営陣への委任事項の概要】
当社は、法令・定款等に基づき、取締役会規程において取締役会の決議事項を明確に定めており、そのうち重要な財産の処分および譲受け、多額の借財などの事項については、社業の実状に即した金額基準を設定しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、社外取締役を選任するにあたり、金融商品取引所の定める独立性基準を充足し、当社との間に特別の利害関係のない独立した人物を招聘することとしております。
なお、同基準における「主要な取引先」および「多額の金銭その他の財産」への該当性の判断に際し、当社では金額基準を次のとおり定義しております。
・主要な取引先:連結売上高の2%以上
・多額の金銭その他の財産:1,000万円以上

【補充原則4-11-1　取締役会における多様性と規模に関する考え方】
取締役会全体として、当社の各事業および管理部門の全般をカバーしつつ、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため、社内取締役の構成については業務経験や専門知識などの多様性の確保に配慮し、社外取締役には高度な専門知識と経営に関する高い見識を有する人物を選任することとしております。
また、取締役の員数については当社におけるコーポレート・ガバナンス体制を勘案し、定款において監査等委員である取締役5名以内、それ以外の取締役10名以内と定めております。
なお、取締役の選任に関する方針・手続きに関しては、原則3-1(iv)に記載しております。

【補充原則4-11-2　取締役における他上場会社の役員兼任状況】
取締役に関する他の上場会社役員を含む重要な兼職の状況は、事業報告(※1)および有価証券報告書(※2)により毎年開示しております。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性の分析・評価、その結果の概要】
当社は年に1回、取締役会議長を実施責任者として、各取締役から取締役会の運営等に関する評価・意見を確認するなどして、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の機能向上に活用することとしております。
2018年度においては、取締役会評価の結果、当社の取締役会は引き続き適切に機能しており、取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認しております。
一方で、取締役会のさらなる実効性向上に向けて取り組むべき課題も抽出されており、今後改善に努めていくとともに、取締役会評価を毎年実施していくことで、取締役会の実効性を継続的に高めていくこととしております。

【補充原則4-14-2　取締役に対するトレーニング方針】
当社は、取締役が期待される役割と責務を適切に果たせるよう、次のとおり必要な知識の習得や更新の機会を提供し、その費用面も含めて支援することとしております。
社外取締役については、高度な専門知識を有する人物を選任しており、招聘時に当社の組織や制度をはじめ事業内容等について説明する機会を設け、就任後も取締役会や監査等委員会等を通じた当社事業に係る最新情報の提供や当社工事所の視察など、当社事業への理解を深めるための機会を設けております。
社内取締役については、当社事業に精通した人物を選任しており、就任時には役員関連の規程等を配布するとともに、役員の法的責任やコーポレート・ガバナンスに関する書籍およびeラーニングを提供しております。就任後には取締役会をはじめその他の重要会議(各本部主催の会合等)やコンプライアンス研修等を通じて、経営の監督に必要な知識を得る機会を設けております。さらに常勤の監査等委員には、継続的に外部のセミナーや研修会等を通じて、監査に必要な知識の習得や更新を図る機会を設けております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための社内整備・取り組みに関する方針は次のとおりです。
・IR体制
IR担当取締役を選任するとともに、社長室、管理本部で構成するIRチームを編成しております。株主との対話については、社長室を中心としたIRチームが行い、面談の目的および内容の重要性等を考慮のうえ、必要に応じてIR担当取締役が対応しております。
また、IR担当取締役はIR活動を統括し、関連部門間の連携を図っております。
・対話の方法
株主、アナリストとの個別面談にIRチームが対応するとともに、投資家やアナリスト向けに年2回決算説明会を開催し、社長およびIR担当取締役が説明を行っております。
・フィードバック
株主、アナリストとの対話内容は、必要に応じて適宜、取締役会へ報告し、情報の共有化を図っております。
・インサイダー情報の管理
株主、アナリストとの対話の際には、インサイダー情報が含まれないよう十分留意しております。また、決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」としており、この期間中は、決算に関するコメント、質問に対する一切の回答を差し控えさせていただいております。

(※1)事業報告・株主総会参考書類
http://www.okumuragumi.co.jp/ir/kabunushi/data/82kabunushi.pdf
(※2)有価証券報告書
http://www.okumuragumi.co.jp/ir/financial/data/20190627_houkoku.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,589,000	6.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,948,500	5.02
奥村組従業員持株会	1,532,009	3.95
株式会社りそな銀行	1,214,821	3.13
住友不動産株式会社	1,210,000	3.12
株式会社三井住友銀行	1,113,625	2.87
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	977,300	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	722,500	1.86
日本生命保険相互会社	643,150	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	621,600	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2019年3月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが、同年3月27日現在で2,287,000株(保有割合5.01%)を保有している旨記載されていますが、当社として同年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阿部　修二	公認会計士											
八代　浩代	弁護士											
仁尾　秀師	税理士											
小寺　哲夫	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部　修二	○	○	―――	特に高度な会計知識を有することなどから、当社の業務執行の適正性確保に有益であると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏ならびにその兼職先である税理士法人SORA、阿部公認会計士事務所、(株)大和コンピューターおよび西尾レントオール(株)と当社の間に特別な利害関係はなく、独立役員として適任であると判断しております。
八代　浩代	○	○	―――	特に高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保に有益であると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏およびその兼職先である飯野・八代・堀口法律事務所と当社の間に特別な利害関係はなく、独立役員として適任であると判断しております。
仁尾　秀師	○	○	―――	特に高度な税務知識を有することなどから、当社の業務執行の適正性確保に有益であると判

				断し、社外取締役に選任しております。また、同氏およびその兼職先である仁尾税理士事務所と当社の間に特別な利害関係はなく、独立役員として適任であると判断しております。
小寺　哲夫	○	○	―――	特に高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保に有益であると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏ならびにその兼職先である小寺法律事務所およびサムティ(株)と当社の間に特別な利害関係はなく、独立役員として適任であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査等委員会の職務の遂行を補助する、専任および兼任の担当者を内部監査部門に置いております。また、内部監査部門に配置する担当者については、業務執行部門が推薦し、監査等委員会の了承を事前に得ること、監査等委員会から当該担当者の人事に関する要求があった場合には、これに応じることとしております。内部監査部門は、その独立を確保するため業務執行部門から一線を画するとともに、所属職員の目標管理、人事考課等については監査等委員会の確認を得ることにしており、監査等委員会より指示を受けた内部監査部門に所属する担当者は、その指示の実行に際して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けず、結果の報告については監査等委員会に対してのみ行うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を年に2回以上設けているほか、情報や意見の交換も適時実施しております。
また、監査等委員会は、内部監査部門である監査室(3名)およびコンプライアンス室(9名)との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議し、情報や意見を交換する場を毎月設けているほか、内部監査部門が行った内部監査結果について適時報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	経営委員会	5	0	4	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営委員会	5	0	4	1	0	0	社内取締役

補足説明

経営委員会は、指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の機能を併せ持っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

本報告書「I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】原則3-1（iii）取締役の報酬決定の方針と手続き」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）への報酬は228百万円であります。なお、使用人兼務取締役はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書「I-1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】原則3-1（iii）取締役の報酬決定の方針と手続き」に記載しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対し、取締役会の開催に際しては、代表取締役または社長室等が必要に応じ、議事内容に関する事前説明を実施しております。また、監査等委員に対しては、監査等委員会のスタッフ機能を有する監査室が監査の状況ならびに会社の現況について適時報告しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名

その他の事項

当社には、元代表取締役社長等である相談役・顧問等はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）取締役会の専決事項以外の業務執行に関する重要事項、ならびに取締役会に対する付議事項について審議、決定する経営委員会（代表取締役、および取締役会において選定する委員で組織する。指名委員会等設置会社における指名・報酬委員会の機能を併せ持つ）の委員に独立社外取締役を加え、運営の透明性を高めております。また、関係法令等の遵守を監視するため、独立社外取締役、土木本部長、建築本部長および管理本部長に加えて人事部長、弁護士ならびに内部監査部門から会計監査の責任者である監査室長およびその他業務執行全般の監査の責任者であるコンプライアンス室長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、役職員の指導・教育に努めております。
（2）複数の弁護士事務所と顧問契約し、経営の適法性などの指導・助言を受けているほか、専門分野に応じてその弁護士にも指導・助言を受けております。
（3）監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議への出席、取締役および使用人等からその職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧ならびに社長との面談を通じ意見表明を行い、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じグループ会社に対しても事業の報告を求めることとしております。
（4）当社では、監査の実効性を担保するため、常勤の監査等委員を選任しております。常勤の監査等委員が行う経営全般にわたる監査状況につ

いては、監査等委員会において毎月報告がなされ、各監査等委員が確認・審査する体制を採っております。
（5）監査等委員会が各代表取締役の業務執行に対する考え方をヒアリングのうえ協議する場を年に2回ずつ設けております。
（6）2019年3月期における会計監査業務を執行した有限責任監査法人トーマツの業務執行社員は生越栄美子氏、奥村孝司氏で、両氏および補助者（公認会計士8名、その他6名）による監査を受けております。
（7）当社は、業務を執行しない取締役との間で責任限定契約を締結しております。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・業務を執行しない取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定は、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、独立社外取締役の比率を3分の1以上とすることで、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化するとともに、経営の意思決定を迅速化することによって、さらなる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月27日開催の第82回定時株主総会の招集通知につきましては、法定期日の5営業日（3週間）前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	「電磁的方法による議決権行使」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知と株主総会参考書類の英訳を金融商品取引所および自社のウェブサイト等に開示しております。
その他	できるだけ多くの株主に議決権を行使していただくため、株主の個人情報を保護する「議決権行使書・記載面保護シール」を招集通知に同封しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を制定し、当社ホームページにおきまして公開しております。 （URL http://www.okumuragumi.co.jp/ir/disclosurepolicy/）	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、代表取締役主催の決算に関する説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおきまして、「IR情報」を掲載しております（URL http://www.okumuragumi.co.jp/ir/）。同ページには決算情報、有価証券報告書・四半期（半期）報告書、その他開示情報、事業報告書およびアニュアルレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室および管理本部で構成するIRチームを編成しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範に、「社会のニーズへの取組」、「環境への取組」、「社会貢献」および「人の尊重」について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2006年3月期から継続して、「環境中期計画」に則り、地球温暖化対策、建設副産物対策、生物多様性の保全、環境配慮設計の推進、環境配慮・保全技術の提案の促進、グリーン調達の促進等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範に「企業情報の開示」について定め、ホームページで公開しております。
その他	当社では、企業行動規範に「人の尊重」を掲げており、また、2019年4月に策定した「中期経営計画（2019～2021年度）」において「人的資源の活用」を事業戦略の基本方針の一つとし、「働き方改革」、「多様な人材の活躍」、「教育の強化」に取り組んでおります。今後とも、安全で働きがいのある労働環境を確保したうえで、個性・創造性を大切にする企業風土を醸成することにより、女性をはじめとする多様な人材がそれぞれの能力を最大限に発揮し、生き生きと活躍できる職場づくりに努めてまいります。 その一環である女性活躍推進の取り組みとして、女性社員の積極的採用、育成（若手・中堅社員を対象としたキャリア支援研修、管理職を対象としたマネジメント研修他）を行うとともに、育児と仕事の両立を支援する制度の充実等を通じて女性社員が安心して働ける環境整備を進めることにより、女性の指導的立場での活躍を着実に推進いたします。 また、取締役のうち1名については、女性を選任しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〈基本的な考え方〉
当社は、絶えず変動する経営環境の中で、企業として社会的責任を果たしつつ、事業にともなうリスクを管理し収益を上げていくため、内部統制システムの適切な整備、運用を図ることとしております。

〈整備状況〉
（1）内部統制機能の強化および運用状況の検証を図るため、会計監査を担当する監査室とその他業務執行全般の監査を担当するコンプライアンス室が連携して内部監査に当たる体制を採っており、その監査結果については、適時、取締役会、経営委員会、代表取締役および監査等委員会に報告され、意思決定および業務執行ならびに経営監視に反映しております。
（2）コンプライアンスの浸透、定着を図るため、「コンプライアンスに関する基本規程」に加え、公益通報者保護法に対応した「社内通報規程」等を整備するとともに、これらの要約版として、業務遂行上の行動規範およびそれを実現するための手法、手段および法令等の根拠を明記した「コンプライアンスの標」を発刊し、全役職員に配布のうえ教育研修を実施しております。また、代表取締役は、コンプライアンスの徹底を図るため、社内における教育、啓蒙活動に注力しております。
（3）独占禁止法の遵守徹底を図るため、社外有識者（弁護士）を招聘した談合防止専門委員会をコンプライアンス委員会の下に設置しております。同専門委員会は、東西両支社に配置しているコンプライアンス担当部長およびコンプライアンス室の専任担当者が実施する内部監査活動および報告の結果を踏まえ、同法違反防止策の立案ならびにその妥当性および有効性を検証ないし確保することをその役割としております。
（4）財務報告に係る内部統制が有効に機能することを確保するため、財務報告の基本方針に則り、システムの継続的な見直しを行っております。
（5）損失の危険の管理に資するため、自然災害発生時の対応マニュアルやクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備、運用、さらには事業継続計画（BCP）の継続的な改善に取り組んでおります。
（6）統合マネジメントシステムの運用を通して業務の執行に係る情報の保存や管理を徹底しているほか、内部監査により、法定書類の保存期間、意思決定に係る稟議書類の整理、保管状況をチェックする体制を採っております。
（7）当社における内部統制の基本的な考え方および取り組みがグループ全体に常に浸透するよう、当社内部監査部門が中心となり子会社に対する監査、指導を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

〈基本的な考え方〉
当社は、企業行動規範において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係をもたない」との基本方針を定めております。

〈整備状況〉
（対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況）
管理本部総務部を対応統括部署とし、それぞれの支社店に不当要求防止責任者を設置しております。
（外部の専門機関との連携状況および情報収集）
所轄警察署や顧問弁護士等とも連携をとりながら対応する体制を構築しており、大阪府企業防衛連合協議会などを通じて反社会的勢力に関する情報収集に努めております。
（対応マニュアルの整備状況および研修活動）
暴力団等対応マニュアルなどを整備しコンプライアンス教育を通じて研修活動を実施しております。
（取引業者との契約状況）
取引業者との工事下請負契約約款等に暴力団排除条項を導入しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当面、買収防衛策を導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（その他コーポレート・ガバナンス体制について）
コンプライアンス室長以下、コンプライアンス担当者がその職務を遂行するにあたり、常に心懸けるべき事項を「コンプライアンス担当者行動規範」として定め、コンプライアンス活動のレベルアップを図っております。

（適時開示体制の概要）
当社では、適時開示に係る社内体制を以下のとおり整備しております。
（1）当社のインサイダー取引防止規程および同防止マニュアル(全役職員に周知している)に基づき、金融商品取引所の諸規則等に定める開示項目に該当する可能性のあるような情報を把握した部門長は、できるだけ速やかにIRチーム(社長室および管理本部で構成)にその情報の詳細を報告する。
（2）報告を受けたIRチームは、その情報が開示項目に該当するかチェックし該当する場合、情報取扱責任者（代表取締役常務執行役員管理本部長）にその旨報告する。
（3）情報取扱責任者は、適時、経営委員会、取締役会において、当該情報を公表する旨報告する。
（4）IRチームは、情報取扱責任者の指示に基づき、取締役会決議等形式的な側面にとらわれず当該情報に関する事項が実質的に決定ないし発生した都度、ただちに公表手続きを行う。
なお、報道等に対する金融商品取引所からの照会もしくは開示事項の訂正に関する公表についてはIRチームが窓口となり上記と同様に対処する。

このほか、適時開示に関する社内体制のチェック機能として、役職員ならびに顧問弁護士で構成するコンプライアンス委員会のもとにコンプライアンス室を設置し、金融商品取引法、その他法令および金融商品取引所の諸規則等に基づく適切な情報開示が行われているかを監視する内部統制システムを設けております。

参考資料「コーポレート・ガバナンス体制概略図」および「適時開示体制概要図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制概略図】

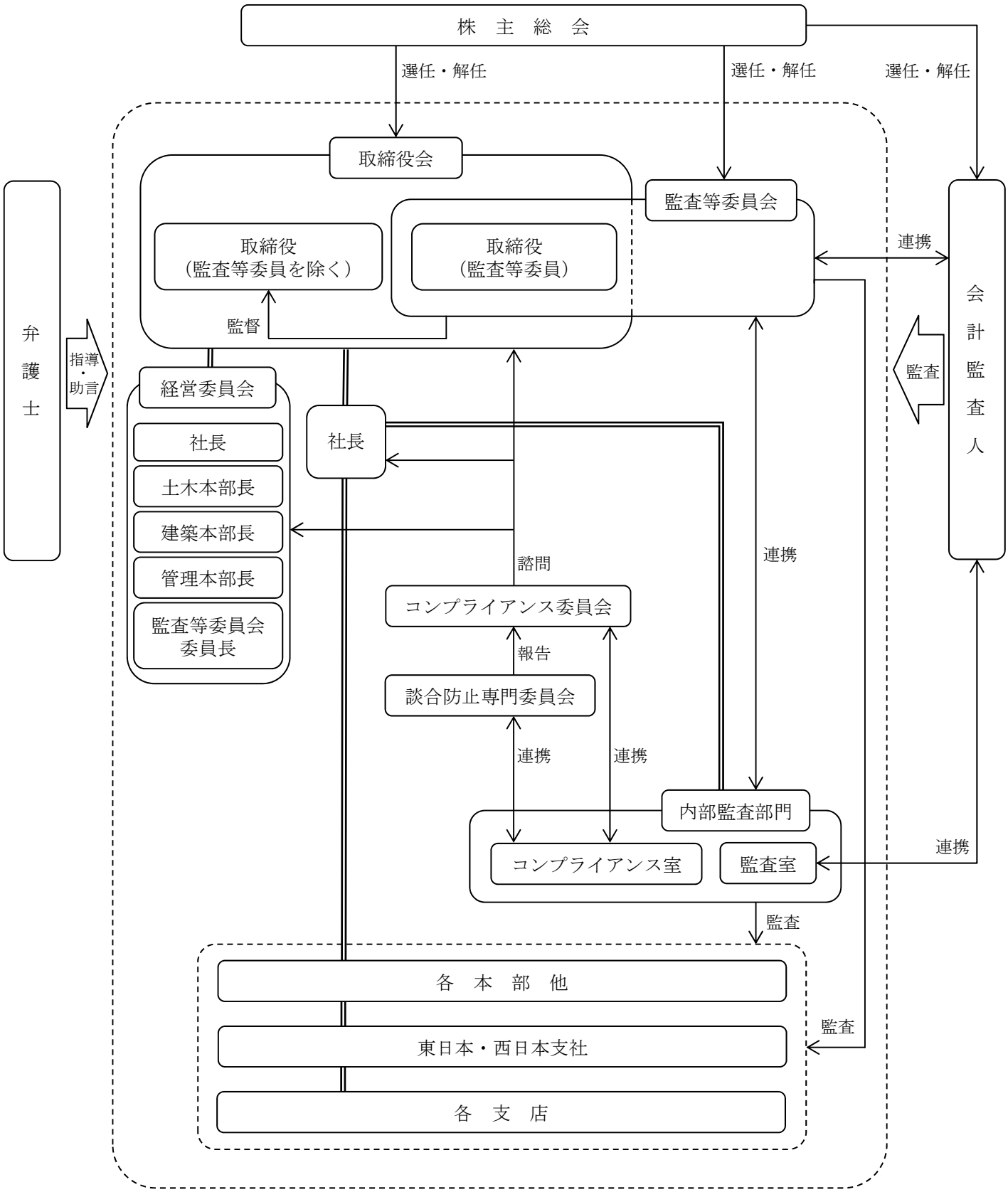

【参考資料：適時開示体制概要図】

